

協働の指針

当別町

“私が変わる!! まちが変わる!!”

当別町「協働の指針」が完成

平成17年から策定に取り組んできた“当別町「協働の指針」”が完成しました。

この指針は、当別町が目指すまちづくりである、地域コミュニティ活発化のために

- ・町をより良くする
- ・自分ができることをする
- ・町民の皆さんも行政も意識を変える

これらのことを目標にして、「私が変わる!! まちが変わる!!」のキャッチフレーズのもとに策定しました。

協働のまちづくりを進めるうえで、町内会は地域コミュニティ活発化のために大変重要な役割を果たします。

現在行っている活動のほか、地震や水害の発生の際に、隣近所で安否がすぐ確認できるような、つながりを持ったコミュニティとして町内会が機能し、さらに町内会同士が横の連携を取り、地域づくりの主役として、新たな支え合いの仕組みをつくる必要があります。

この指針で掲げた理念や方針を基本として、当別の魅力的なまちづくりを実現させましょう。



「協働の指針」にはこのようなことを掲げています。

I 「協働の指針」のキャッチフレーズ～
“私が変わる!! まちが変わる!!”

II 協働の必要性

III 今後の取り組みとして必要な事項

- 1 協働によるまちづくりのための仕組み
 - (1) 各種団体のネットワーク化と拠点づくり
 - (2) 人材の育成と確保
 - (3) 町民と行政の意識改革
 - (4) 参加の拡大
 - (5) 町民の意見が町政に反映される仕組みづくりと情報共有の推進
- 2 各分野における協働の取り組み
 - ・地域福祉や子育てなど、町全体で見守り支える仕組みづくり
 - ・美しいまちづくりに関する協働の取り組み

IV 「協働の指針」策定後の体制

V ボランティア活動に対する留意事項



町のホームページで協働の指針の内容、策定時におけるパブリックコメント(意見公募)の結果などがご覧になれます。また、閲覧・配付場所は下記に設けています。

▼閲覧・配付場所

役場1階 住民生活課カウンター
ゆとろ 太美出張所 総合体育館
西当別コミュニティーセンター
白樺コミュニティーセンター

▼閲覧期間 5月31日まで

▼問合せ・詳細 企画課企画調整係
☎ 23 - 2393

◆協働とは？

協働とは、「町民の皆さんと行政とが、共通の目的のもと、地域の公共的課題を解決するために、対等の立場で共に協力して取り組むこと」です。

◆協働のパートナーとは？

協働のパートナーは、町民の皆さんです。ボランティアとしての個人のほか、組織的な活動を行っているグループ・団体、町内会、NPOや企業など広く町内で活動する町民や団体などを協働のパートナーと考えています。

税のお知らせ

6月からの**住民税**が、
税源移譲と定率減税廃止で、
昨年度よりも**高**くなります。

国が進める、地域の活性化を目的に行う三位一体の改革のひとつに、国と地方との役割分担を見直すことがあります。

税制改定により、今年からは国から地方へ交付される財源を減らす代わりに、地方に直接入るお金を増やし、地方の自立を図ることを目的としています。

このため、国に納めている所得税が減額されますが、地方に直接納める町民税、道民税は増額になります。

タイプ別の試算例をご紹介します。

年金受給者
65歳単身
の場合

収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増税	18年度分	19年度分	増減	移譲前	移譲後	増減
150万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200万円	31,300	17,400	△13,900	7,300	27,400	20,100	38,600	44,800	6,200
300万円	115,000	63,900	△51,100	63,500	134,200	68,900	180,300	198,100	17,800
400万円	184,000	107,000	△77,000	105,200	211,000	105,800	289,200	318,000	28,800

年金受給者
夫68歳
妻63歳
の場合

収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増税	18年度分	19年度分	増減	移譲前	移譲後	増減
200万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300万円	79,200	44,000	△35,200	49,300	97,000	47,700	128,500	141,000	12,500
400万円	148,200	82,300	△65,900	84,700	173,600	88,900	232,900	255,900	23,000
500万円	218,500	145,300	△73,200	145,200	254,200	109,000	363,700	399,500	35,800

給与所得者
単身
の場合

収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増税	18年度分	19年度分	増減	移譲前	移譲後	増減
300万円	111,600	62,000	△49,600	63,600	130,500	66,900	175,200	192,500	17,300
500万円	232,200	160,500	△71,700	154,700	264,500	109,800	386,900	425,000	38,100
700万円	426,600	376,500	△50,100	291,000	408,500	117,500	717,600	785,000	67,400
1000万円	869,400	868,500	△900	537,000	654,500	117,500	1,406,400	1,523,000	116,600

給与所得者
夫婦・子2人
(うち1人は特定扶養)
の場合

収入	所得税			住民税			所得税+住民税		
	18年分	19年分	増税	18年度分	19年度分	増減	移譲前	移譲後	増減
300万円	0	0	0	12,300	13,000	700	12,300	13,000	700
500万円	107,100	59,500	△47,600	74,300	139,500	65,200	181,400	199,000	17,600
700万円	236,700	165,500	△71,200	185,300	297,500	112,200	422,000	463,000	41,000
1000万円	619,200	590,500	△28,700	426,000	543,500	117,500	1,045,200	1,134,000	88,800

※1 住民税の均等割額 4,000円および一定の社会保険料控除を含んだ計算です。

※2 定率減税は平成19年分からの所得税および、平成19年度分からの住民税より廃止になります。

◆問合せ・詳細 税務課税務係 ☎ 23 - 2332

5月

自動車税・軽自動車税の納付月です

平成19年度の自動車税・軽自動車税納付書は、
5月1日(火)に発付されます。

納期限は、5月31日(木)となっていますので、
忘れずに納税ください。

また、納税証明書は車検更新の際に必要ですので、
車検証と一緒に大切に保管してください。

◆自動車税の問合せ

北海道石狩支庁納税課
(☎ 011 - 281 - 7910)

◆軽自動車税の問合せ

納税課納税係
(☎ 23 - 2341)



●夜間納税相談

毎月第2・第4木曜日 19時30分まで